

# 予対通報 第14号

●発行日:令和2年3月31日

●発行者:島根県保育協議会 予算対策委員会



## 子ども不在の「無償化」政策であってはならない

島根県保育協議会副会長 森山 幸朗  
(雲南保育協議会 あおぞら保育園統括園長)

最近は少々のことでは驚かなくなった。法務省内部で検察官定年延長を可能にする法解釈変更を、文書でなく口頭決済で行い、その日時や内容の記録が定かでないことが明らかになった。これは、繰り返される公文書の不適切な管理と運用によって、法治システムの土台が崩れていくことであり、民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。私たちがこうしたことに慣らされていっては、真に子どもたちを守ることはできない。

2019年は、国連子どもの権利条約採択30年。わが国が批准して25年の節目の年だった。そして国連「子どもの権利委員会」による第4、5回統合の総括所見が公表された。そこでは、多くの指摘がなされているが、特に「子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを確保するための措置をとること」が勧告されていて、注目される。これまでの所見でも、過度に競争的な教育制度のあり方が問題とされてきたが、指摘の範囲が、教育環境に留まらず、社会の競争的性質へと拡大されているのが特徴だ。

国連の同委員会は1998年以来、日本政府に対して、種々の改善勧告を繰り返してきた。わが国の保育・教育制度は果たしてそれに応えて改善されてきたのだろうか。少し時間をさかのぼるが、2001年のOECDが世界各国の保育政策を分析した「人生の始まりこそ力強く」(Starting Strong)と題する報告書がある。それによると世界を見渡すと「対照的な二つの子ども観」があると指摘。その国がいずれの観を基本にするかによって、保育政策のあり方が大きくちがってくる、と。第一の子ども観は、激しい競争の時代にあっては「早くから学習のための準備を幼児期にしておかなくてはならない」、だから「未来の準備、学校への準備」をさせるのが保育・教育の目的だとする見方である。それに対して、第二の子ども観は、子ども時代を「準備期」ではなく、「それ自体が

重要な意味をもつ人生の最初の段階」と見る立場である。「子どもたちは、この社会のなかで、今をともに生きるひとりの市民である。子どもたちの生活と学習と発達に対する投資は、未来の見返りを求めるものではなく、今、ここに生きている子どもたちそのものが大事と考えてのものである」という子ども観だ。わが国はどの政策を進めてきたのだろうか。

2019年10月、消費税増税にあわせる形で、保育・幼児教育「無償化」が開始された。「無償化」政策については、多くの所でその問題点や制度不備が指摘されている。「無償化」は、2017年閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において打ち出されたもの。保育や幼児教育を豊かにするための政策としてではなく、少子化対策や女性の就業率向上など経済政策、労働政策として打ち出されており、子どもの願いや、子どもの幸せを願う大人の思いが置き去りにされている。新システムによって多様な保育施設類型ができた。今回の「無償化」対象には、「指導監督基準」を満たさない施設や事業も、猶予期間を設けて加えられた。この機会に改めて保育の質を担保する仕組み、子どもの安全確保、不公平な公定価格と職員配置基準の抜本的な改善など、制度の検証と見直しが必要である。



「厚生労働省としては、今後の子ども子育て施策において、待機児童対策と合わせ少子化対策も課題として検討していこうと考えています。」と、ある全国の会議の壇上でおっしゃいました。少子高齢化の最先端を走っている島根県人である私たちは「えー！今頃」と心の中で叫びました。

全国の会に行きますと、様々な「違い」を目の当たりにします。施設側の目と行政の目があります。施設として待機児童はそんなに大きな問題と考えているわけではなく、大変だと思っているのは行政だけです。逆に多くの施設は少子化が大きな問題と考えているのですが、行政はそうでもなかったようです。

「違い」は各地方自治体の財政力もあります。

令和2年4月の公定価格の改定には、様々な補助金としての制度が緩和されたり、新しく創設されたりします。そこには各地方自治体の負担分がありますので、財政力のない地方自治体は国が用意をした補助金制度が使えないこととなります。

ですから、「そんな制度知らんし！」と他県の園長先生方と話が合わないことが多々あります。この「違い」は今後更に広がり、大きくなっていくでしょう。

私たちの役割は、国に対しては、全国一律すべての子ども達を支える事の出来る制度の構築を、島根県や市町村に対しては、未来への投資を行うことがこの地方を救う手段であることを、しっかり伝え実現に向けて進むことと考えます。

全ての子育て支援の施設が安定した運営が行われ、一人一人の子ども達の健全なる育ちが保証される環境を整えるべく、今後ともご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

## 令和元年度 陳情・要望活動について

予算対策委員長 岩倉 善光  
(大田市保育研究会 みどり保育園園長)

国は待機児童問題を最重要課題とし、短期間で保育所と働く女性の場所を増やしたが、保育士の配置が間に合わない現実が起きた。東京都では人口が増加しているが、その他の地域では人口減少が止まらず、3～5歳児の100人定員の園が3年後に約1,400人減る計算である。人口減少による定員減の中では、質の高い保育を維持していく事が非常に困難である中、職員の処遇改善を国が用意されたが、職員よりも子どもの処遇が下がる事が懸念される。

そして、10月から施行された幼児教育・保育の無償化についても、不透明な中で保育の世界は国策のルールの中進むことになり、無償化に伴う問題として、副食費についてや保育士不足の加速がより懸念されることとなりました。

人口減少と保育士不足、利用ニーズの多様化等、園経営の行く手には不安定要素が広がっていますが、子どもと保護者を思い、地域の子育てを支えてゆくという園の使命が色褪せる事はありません。

令和元年度は、4月に県知事選挙が開催され、丸山達也氏が県知事として新しく就任されました。国・県において社会情勢の大きな変革期の中、予算対策委員会では、山口会長、森山副会長、堀江副会長、吉野委員を中心に他の保育団体と協働し、厚生労働省や関係機関と繋がり、情報収集に努め、情報分析・対応をその都度協議しながら、国と県への陳情・要望活動を行いました。

活動として、7月31日に島根県保育三団体代表者会議において要望事項を取りまとめ、9月9日に県・子ども子育て支援課との意見交換会を行いました。9月13日に、今年度から文教厚生議員連盟総会へ出席し、同日に保健・医療福祉部会へも出席をさせていただき、要望内容の説明をさせていただきました。10月7日には県知事・県議会議長・健康福祉部長への陳情・要望活動を行い、現場の担い手である保育士の確保・処遇・保育の質の向上にむけての財源確保、幼児教育・保育の置かれる状況の充実について、それぞれの地域の特性を踏まえた保育施策の更なる充実を要望させていただきました。

### 要望趣旨

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、厳しい状況にあり、国や社会の存立基盤に大きな影響を与える重要な課題です。

このような中、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、新たな保育の受け皿確保などが充実された一方で、島根県をはじめとする人口減少地域での保育の維持・確保は大きな課題です。

また、国を挙げて進められている「働き方改革」を実現するためにも、現場を担う保育士等の確保や保育の質の向上についても早急な対応が必要です。

すべての子どもたちが健やかに成長していくために、また子どもの育ちと子育てを社会全体で支援できるよう、保育現場での処遇改善、人材確保、それぞれの地域の特性を踏まえた保育施策の更なる充実を図っていただきますようお願いいたします。

### 国に対する要望

- 1. 幼児教育・保育の副食費を含めた無償化について**  
10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費については、施設において保護者から実費徴収することとなりました。子どもの育ちにおける給食の役割は非常に大きく、これまで以上に国が責任をもって食育の推進に取り組んでいただきたいと考えます。また、副食費徴収を各施設で行うことは事務負担増が懸念されます。  
食育は、保育の重要な一端を担うものという考えに基づき、食育環境の充実、子育て家庭のより一層の負担軽減、施設における事務負担の軽減のためにも副食費を含めた無償化を要望します。
- 2. 公定価格の積み上げ方式の堅持について**  
子ども・子育て支援制度施行後5年の見直しの中で、公定価格の適正化に向けた議論があります。この中で、公定価格の算定についても、包括方式への移行が検討されていますが、保育の質を確保する観点から、積み上げ方式を堅持することを求めます。  
また、公定価格等の見直しを行う場合には、関係団体の意見を十分に反映していただくことを要望します。
- 3. 保育の質の向上と、保育士業務負担の軽減を目的とした配置基準の改善について**  
現在の保育士配置基準においては、保育の質、また保育士の業務負担両面において課題が多く、長年改善をお願いしてまいりました。  
保育士配置基準を改善することにより、保育の質の向上が図られ、保育士の業務負担の軽減、離職防止にも繋がると考えられます。是非とも保育士配置基準の改善を要望します。
- 4. 退職手当共済制度の公費助成の恒久的な補助金について**  
退職手当共済制度の公費助成に関して、保育士等処遇改善の観点から引き続き実施されることとなったことは、現場の保育士の状況を理解していただけたものと感謝申し上げます。  
しかし、令和2年度までの見直しの検討となっており、これまで職員の処遇改善を進めてきたものを、また振り出しにもどるような負担増を行うことにならないよう、一層のご理解をいただき、恒久的な補助金にしてください。

### 県に対する要望

- 1. 小規模保育所(園)の経営安定化の補助について**  
島根県では利用人数平均16人以下の小規模保育所も多く、離島・中山間の人口減少地域においては、収入が安定せず職員の確保に合わせ運営が非常に困難な状況にあります。  
それぞれの地域において安定的に子育てが出来る環境を維持するためにも、更なる補助制度の充実をしてください。
- 2. 事務職員及び調理員の最低基準以上の配置について**  
年々複雑化していく事務手続きに対応していくためにも、事務職員は法人並びに施設の業務効率化と質の向上に繋がる必要な職種と考えます。  
また、食育やアレルギー児童に丁寧に対応するために、調理員を配置基準以上に採用している現状です。  
事務職員及び配置基準以上採用している調理員に対して、配置加算としていただくよう要望します。